

【令和6年度 サッカー競技細則】

- ① 地域クラブ活動(運営団体・母体となるクラブ)として U-15 チームがクラブユース連盟へ登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれの U-15 チームおよびセカンドチームも出場できない)
- ② 学校団体ではない場合は、JFA へのチーム登録をしていること。
- ③ JFA へのチーム登録の期間は、兵庫県中学校体育連盟が定める申請期間内とする。ただし、中学校部活動から移行する地域クラブ活動の場合は、5月末とする。
- ④ チームの編成は、予選会に出場する市郡町の中学校等に在籍する生徒とする。ただし、市町郡に中学校等が1校しかない場合、所属する中体連地区内での編成になることもある。
- ⑤ チームの代表者、監督、コーチ等のスタッフは、登録したチームのみの指導を行っている者とする。
- ⑥ 予選会については、市郡町もしくは地区から参加する。
- ⑦ 出場する地区については、JFA へのチーム登録している所在地の住所の市郡町とする。
- ⑧ 兵庫県中学校体育連盟が定める、「兵庫県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格の特例」の条件を満たすこと。